

Title	土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能：大阪府丹南郡池尻村へど池池敷・堤塘の所有権をめぐる
Author(s)	山中，永之佑
Citation	阪大法学. 2002, 52(3,4), p. 377-414
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54993
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能

——大阪府丹南郡池尻村へど池池敷・堤塘の

所有権をめぐる——

山 中 永之佑

目 次

はじめに

一 へど池の歴史的沿革の法史的考察（粗描）

二 土地台帳と登記簿との関連の法史的考察（粗描）

三 へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳から見た土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能の問題点

(一) へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳

(二) 土地台帳と明治三二年国税徴収法

(三) 明治三三年九月一九日、大阪府訓令第五四号とへど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録

事項

(四) 収税部出張所の職務と土地台帳・土地共有者台帳（とくにその摘要欄）の登録事項

(五) 明治一八年一月二六日、大蔵省訓令第四号、収税署事務取扱規程に規定する「所有権ノ歩合等」

むすび

- (一) 土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能
- (二) へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の意味
- (三) へど池池敷・堤塘の所有権者

はじめに

本稿は、⁽¹⁾大阪府(↑河内国)丹南郡池尻村(現大阪狭山市)に所在するへど池(へどう池、嘔ヶ池、東大鳥池とも言われる)^(大阪府教育委員会編『大鳥池遺跡試掘調査概要』一九七七年、二七頁参照)池敷・堤塘の所有権をめぐる係争中の訴訟⁽²⁾において、原告にへど池池敷・堤塘の所有権「有りや無しや」を判定するに当り、最重要の問題である旧土地台帳・旧土地共有者台帳⁽³⁾の性格と機能を究明するとともに、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の考察を行ない、へど池池敷・堤塘の所有権者を明らかにしようとするものである。

この考察においては、とくに土地共有者台帳「摘要」欄の登録事項をどのような意味を有するものと解するかが焦点となる。私の知る限りでは、これまでこの点を明らかにした研究は無い。しかし、後述するところから明らかにように、この点は、本件訴訟においては、決定的に重要な意味を有するのである。その理由は、次のとおりである。

大阪法務局美原出張所において調査したところによれば、へど池池敷・堤塘については、登記簿の閉鎖用紙^{閉鎖登記簿が無い}。その登記簿^(後述するように大阪府狹山町長の承諾に基づき、美原町長からの大阪法務局美原出張所への属託により昭和四三年七月六日に大字池尻のへど池池敷・堤塘の登記簿表題部所有権者欄登記が抹消される以前の)は、用紙の印刷された年代^(昭和三六年に静岡刑務所において印刷)から判断して、戦後、昭和三五年(一九六〇)三月三十一日の法律第一四号、不

動産登記法の一部を改正する等の法律に基づいて、土地台帳と登記簿の一元化がはかられた際に、新に作成されたが、作成に当り土地台帳・土地共有者台帳の登録事項、とりわけ土地共有者台帳摘要欄の登録事項の持つ意味を理解しないまま登記簿表題部に移記されたと推定されることが判明したからである。登記簿は、紙幅の制約上、本稿には掲載できないが、その登記事項は、後掲へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳から看取されよう。

しかし、この登記事項によって大字池尻（池尻村）は、へど池池敷・堤塘の「所有権無し」と判断され、大阪府南河内郡狭山町長の承諾に基づき、美原町長からの大阪法務局美原出張所への囑託により「錯誤」を理由に、大字池尻は、へど池池敷・堤塘の登記簿表題部の所有権者欄登記を抹消され、へど池池敷・堤塘の所有権の持分百分の四二は狭山町（大字東野）、百分の五八は美原町（大字菅生・大字平尾）とされることになったのである。さらに平成二年（一九九〇）一月二十八日、持分百分の四二は大阪狭山市（昭和六二年一〇月一日、狭山町は大阪狭山市となる）より「真正な登記名義の回復」を「原因」として、「東野財産区」に移転され、現在に至っているのである。つまり、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳、とりわけ土地共有者台帳摘要欄登録事項の持つ意味を理解しないままなされた登記簿表題部へ移記された登記事項によって、大字池尻は、へど池池敷・堤塘の所有権持分を失ったかたちになったのである。そして、このことが本件訴訟の基本的原因であり、発端とも言うべきものである。

以上の経緯から判断して、へど池池敷・堤塘の所有権者は、登記簿からは判定しえないものであり、土地台帳・土地共有者台帳の作成過程、性格と機能およびへど池の歴史的沿革の法史的考察によって判定するほかはないのである。

なお、本件訴訟の原告は、大阪狭山市東池尻地区会である。以下、本稿では、池尻村或いは大字池尻と言う。被告は、大阪狭山市東野財産区、大阪府南河内郡美原町菅生地区会・菅生西領水利組合、同美原町平尾区会・平尾西

田水利組合である。以下、本稿では、これらをそれぞれ東野村、菅生村、平尾村或いは大字東野、大字菅生、大字平尾と言うことをおこわりしておきたい。(明治三年の町村制施行により池尻村、東野村は狭山村の大字となり菅生村、平尾村は平野村の大字となった)

さて、一般に池敷・堤塘の所有権についての研究史は浅い。池敷・堤塘所有権に関して論及した論稿と言えどもその主たる論点は、水利権にあるものが多い。というのは、いわゆる都市化の進行にともなう農地の宅地化現象との関連で、池敷・堤塘が、宅地などに転用可能な土地として認識され、極端に言えば、水利や水の問題がどうでもよくなったという情況が生れたのは、最近二〇余年の間のことだからである。

その基本的原因が、田中角栄元首相の『日本列島改造論』(一九七二年発表)を契機とする地価暴騰と都市化の進行の激化にあることは言うまでもない。それ以前は、池をめぐる争訟は、水利権をめぐる争訟が主たるものであった。そのような情況のもと、河泉地方における池敷・堤塘の所有権をめぐる争訟について、それを明確に判定する基準を論究した研究は、ほとんど無いという現状にあると言っても過言ではない。⁽⁴⁾

とくに、本件へど池の所在する河内地方は、泉州地方とともに溜池が多く、大部分の田畑は、これらの溜池によって灌漑が行なわれている特徴のある地域である。しかも、溜池は厳密に言えば、それぞれ固有の歴史的沿革を有しており、他をもって本件へど池敷・堤塘所有権の主体を軽々には判定しえないことも注意しておかなければならないのである。

従って、本稿においても、当然、へど池の歴史的沿革についての詳細な法史的考察を行なわなければならないが、残念ながら紙幅の余裕が無い。詳細な法史的考察は別稿にゆずり、本稿では、まず主題の論述に必要なかつ最小限の範囲で、粗描を行なうこととした。

一 へど池の歴史的沿革の法史的考察（粗描）

へど池が築造された時期は、大阪府教育委員会の調査によれば、「近世初頭」と考えられている（前掲「大鳥池試掘調査概要」二五頁参照）。またへど池が所在する池尻村が所属する狭山藩の第一代藩主北条氏盛（一五七七～一六〇八）の時代には、既に池尻村が狭山藩領であることは明確になっている（前掲「狭山町史」第一巻、本文編一九六）。そして狭山藩の本拠地とも言うべき陣屋（上屋敷）が池尻村に定められたのは、第二代藩主北条氏信（一六〇一～一六二五）の時代の元和二年（一六一六）の春からである（前掲「狭山町史」第一巻、井上薫執筆参照）。以来、池尻村は、狭山藩の中核地域としての位置を幕末・廃藩にいたるまで維持してきたのである。その池尻村に狭山藩が成立する「近世初頭」にへど池が築造されたのである。従って、池尻村に所在するへど池池敷・堤塘が他領に属する可能性は、本来的、基本的には考えられないのである。このことは、「享和二年（一八〇二）池尻村明細帳」（狭山町史第二巻、史料編）に「大鳥池、中之池」に続いて「扁どう池（へど池を指称している——山中注）」と記載され、続いて「三ヶ所（大鳥池・中之池・へど池を指称している——山中注）共池尻村在之、東野村、菅生村、平尾村用水」（傍点は山中）と記載されていることによっても実証されよう。右に紹介した「享和二年池尻村明細帳」に記載されているように、へど池は、大鳥池、中之池とともに、池尻村に所在するが、後述するように他領に属する東野村、菅生村、平尾村三か村の用水であったのである。次に、この用水は、どのような性格のものであったかを検討しておきたい。このことを検討するための史料として、まず「明和九年（一七七二）辰三月 河州丹南部東野村明細帳」の該当箇所（前掲「狭山町史」第一巻、五五頁所収）を掲げる。

一字大鳥池 長式百四拾貳間 反別六町四反歩

横八拾間

是ハ御他領北條豊吉様御知行所池尻村領内二御座ハ、用水之義ハ東野村秋元様高木様、同高木様御知行所菅生

村、石原清左衛門様御代官所平尾村三ヶ村用水二而御座外、御普請御入用之義ハ四分式厘東野村御入組、式分九リ菅生村、式分九リ平尾村古來ヲ如此割賦仕外、

但御普請御入用、其外人足扶持、

御地頭様方ヲ被成被下外、

一字上大鳥池 長百五拾間横五拾三間半 反別式町壹反歩

但シ同断

一同所權兵衛除、幅六間、石垣、處木式拾三通

右同断

一字東大鳥池 長百拾間 反別式町七反五畝歩

右同断

横七拾五間

東野村は、館林藩（秋元但馬守）・丹南藩（高木主水正）に属する（前掲『狭山町史』第一巻、四六頁、井上薫執筆参照）被告村（大字東野⇨東野財産区）の一つである。右の史料に記載されている東大鳥池は、へど池の別称である。右の史料に見られるように、「大鳥池」について「付けたり書」⇨補足説明が付されている。この説明が「右同断」（右に同じの意味である）であるとして「東大鳥池」⇨へど池についても同じように当てはまることが示されている。

次にこの説明について検討することにより、被告東野・菅生・平尾三か村（大字）のへど池用水利用の性格について考察しておこう。この説明は、まず東大鳥池⇨へど池が「御他領北條豊吉様御知行所池尻村領内ニ御座外」として、へど池が、東野村から見れば他領である狭山藩領内の池尻村にあることを明確に示している。ついで「用水之義ハ東野村秋元様高木様（館林藩、丹南藩）同高木様（丹南藩）御知行所菅生村、石原清左衛門様御代官所平尾村

〔幕府領。『美原町史』第一巻本文編、一九九九年、五二九頁～五三〇頁、福島雅藏執筆参照。——山中注〕
 村（大字）の「用水」であること、すなわち、へど池は、狭山藩領の池尻村にありながら池尻村の灌漑用水としてはほとんど用いられず、専ら他領に属する被告三か村の灌漑用水として用いられてきたことも明確に示している。さらに続いて「御普請御入用の儀ハ、四分式厘東野村御入組、式分九リ菅生村、式分九リ平尾村古来も如此割賦仕外」と記載され、「御普請御入用」、すなわち、用水利用に必要な池の修築およびそれに要する経費は、東野村が四分式厘、菅生村、平尾村が式分九厘づつ「古来」から「割賦」してきたとしているのである。

「賦」とは、周知のように、本来、年貢とか租税の意味である。そして、それを被告東野・菅生・平尾三か村（大字）が分割負担してきたと言うのである。このことは、池の修築およびそれに要する費用は、一種の公課と考えられ、その公課を三か村の用水利用比率（前掲『狭山町史』第一巻、二一七頁、福島雅藏執筆参照。）に応じて負担してきたことを示すものにほかならない。しかも、但し書によれば、「御普請御入用、其外人足扶持」、すなわち、池の修築に要した費用や人足の賃金は、三か村の「御地頭様方ヨリ被成下外」と記され、三か村の所属する各領主から下付されていたことが判明するのである。領主としては、年貢米等の徴収に不可欠な田畑の灌漑用水の確保に必要な池の修築費用を一種の恩恵として下付してきたものと言えよう。

上述のへど池についての「明和九年辰三月河州丹南部東野村明細帳」の「付たり書」＝補足説明の考察から被告三か村（大字）のへど池に対する権利行使の態様は、用水利用権の範囲にとどまるものと判定することができる。それはへど池池敷・堤塘に対して「支配進退」というような所持者としての権限行使の態様ではなかったのである。以上のようなへど池の歴史的沿革の法史的考察（粗描）と相互に他領を侵さないという幕藩領主制の原則から見ても、へど池池敷・堤塘の所持↓所有権は、本来的、基本的には、池尻村にあったと考えるのが自然である。

このような法史的考察をふまえて、本稿は、土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能を究明するとともに、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の考察を行ない、へど池池敷・堤塘の所有権者を明らかにしようとするものであるが、その前提として、まず次章では、土地台帳と登記簿との関連の法史的考察を行なうこととする。

二 土地台帳と登記簿との関連の法史的考察（粗描）

本章では、土地台帳と登記簿との関連を前者に重点を置いて法史的考察を行なうが、紙幅の制約上、粗描にとどめることをおこわりしておく。

土地台帳が最初に設けられたのは、地租条例（明治一七年三月一五日、太政官第七号布告）の施行に基づく、明治一七年（一八八四）二月一六日、大蔵省第八九号達「地租ニ関スル諸帳簿様式」による町村戸長役場所管の公簿としてである。

地租条例によって、明治六年（一八七三）七月二八日の地租改正に関する諸法令は、すべて置きかえられた。地租条例は、全文わずか二九条であったが、詳しい手続は施行条例で定められた。地租条例第八条は、「一般二地価ノ改正ヲ要スルトキハ前以テ布告スヘシ」と、政府が国民に課する地租について全権を把握していることを規定した。というのは、地租は「地価」を基準として決定されたからである。地価は、地租改正によって調査、決定された。

この地価は、掛官が人々に不満があれば、再改正で是正するからとなだめて決定したものである（北島正元編『土地制

一九七五年、一六九頁、福島正夫執筆参照）。この地租条例公布の明治一七年の二月には、既述したように大蔵省第八九号達「地租ニ関ス

ル諸帳簿様式」が制定され、北海道を除く諸府県に達せられたのである。

ついで、明治一九年（一八八六）八月一三日には、法律第一号、登記法が公布された。翌二〇年二月一日より施行された登記法は、土地取引（売買・担保）と直接に関連するものであるが、同法が制定された要因は、登記税収入を得るためであった。このことは、同法を制定することを求めた上申書が「登記トハ諸証書及ヒ其ノ他ノ文書ニ公証ノ式ヲ付スルタメ之ヲ官ノ簿冊ニ記入スル」ことで、登記法「ヲ制定スル所以ハ証書ヲ確定シ歳入ヲ増加スルニアル」（『法規分類大全』第一編「官職門七至九、八六六頁」と述べていることから実証される。従って、登記法は租税法との関連が深いのである（前掲北島『土地制度史Ⅱ』二二〇頁、福島正夫執筆参照）。

登記業務は、司法省で管轄し、治安裁判所で取り扱われた。登記の目的物件は、地所・建物・船舶の三種、登記される権利は所有権・抵当権（現在の用語では、抵当権と質権）・執行上の抵当権（現在の用語では、所有権の制限）の三つであった（前掲北島『土地制度史Ⅱ』二二〇頁、福島正夫執筆参照）。

登記法の施行は、従来と比べ、新たな登記料はかかるし、手続もめんどうであったため不評であったが、土地取引が拡大、発展するにつれ、漸次活用されていった。しかし、登記料収入は、政府の期待したほどではなかった（前掲北島『土地制度史Ⅱ』二二〇頁、福島正夫執筆参照）。

明治二二年（一八八九）三月三日には、勅令第三九号で土地台帳規則が制定された。これとともに遺制として残っていた地券の制度は、同日、法律第一三号によって完全に廃止された。「地券ヲ廃シ地租ハ土地台帳ニ登録シタル地価ニヨリ其記名者ヨリ徴収ス」というのが法律第一三号の全文である（前掲北島『土地制度史Ⅱ』二二七頁、福島正夫執筆参照）。

また土地台帳規則は、第一条において「土地台帳ハ地租ニ関スル事項ヲ登録ス」と規定している。この規程は、先掲法律第一三号とともに、土地台帳が地租課税台帳であることを明確にしたものである。

また土地台帳規則の公布に遡ること九日、明治二二年三月一四日には、法律第九号、国税徴収法が公布（施行四

月一日)され、それにともない、同年五月九日、勅令第六三号でもって「明治二十二年七月一日以降各都市役所所在地二府県収税部出張所ヲ設ケ収税属」に土地台帳に関する事項(事務)や国税に関する事項(事務)などを取り扱わせることになった。左に勅令第六三号を掲げる。

朕国税事務取扱ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年五月八日

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆

大蔵大臣伯爵 松方正義

勅令第六十三号(官報 五月九日)

明治二十二年七月一日以降各都市役所所在地二府県収税部出張所ヲ設ケ収税属ヲシテ左ニ掲クル事項ヲ取扱ハ

シム

一土地台帳及地図ニ関スル事項

一国税ヲ課スル諸營業鑑札下付ニ関スル事項

一船車検印ニ関スル事項

一諸印紙売下ニ関スル事項

一市ノ国税徴収ニ関スル事項

一国税徴収法第十一条第十二条中収入官吏ノ職務ニ関スル事項

右の勅令の立法理由を示す「閣議請議書」(この「閣議請議書」については、後)をまず掲げる。

(この「閣議請議書」については、後)に再論する。本稿四〇四頁参照)

土地台帳ハ地租ヲ徴収スルノ原簿ニシテ其登録スル所最モ正確ナラサル可ラス而シテ土地ノ異動所有ノ移転及
賃入ニ依リ登録ヲ要スルモノ年々数百万筆ニ上リ其事務ノ繁雜ナル固ヨリ他ノ行政事務ヲ処理スルノ比ニアラ
ス又国税收入事務ノ如キハ従来郡長ニ委任シアルモ其事タル国庫ノ事務ト密接ノ関係ヲ有シ當ニ其整理ノ至捷
ヲ要スルノミナラス今日ノ事体地方税ノ支弁ニ係ル郡役所吏員ヲシテ之ヲ担当セシムルハ行政費ノ區別ニ於テ
モ其制宜シキヲ得タリト謂フ可ラス宜シク今ニ迄テ土地台帳ニ係ル事務及国税收入事務ヲ以テ府県庁ノ直管ニ
移シ仍ホ市ノ徵稅事務船車ノ検印營業鑑札ノ下付及ヒ印紙売下ケ等ノ事項ヲ併セ各都市役所所在地ニ收稅屬ヲ
配置シテ其整理ヲ図ラシムヘシ果シテ然ルトキハ郡役所ノ事務ハ其中ノ三ヲ除クコトヲ得ン因テ生スル地方
税ノ減少方ハ内務大臣ニ協議シ府県知事ニ指示スル所アラントス茲ニ別紙勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ

明治二十二年四月二十五日

大藏大臣伯爵松方正義

印

内閣總理大臣伯爵 黒田清隆殿

〔公文類聚〕第一三編卷二官職門一—五三、国立公文書館所藏文書

右の「閣議請議書」は、明治二二年（一八八九）五月九日、勅令第六三号によって「明治二十二年七月一日以降
各都市役所所在地ニ府県收稅部出張所ヲ設ケ收稅屬」に土地台帳や国税に関する事務などを取り扱わせる理由を次
のように述べている。

すなわち、国税收入事務は、従来、郡長に委任されていたが「土地ノ異動所有ノ移転及賃入ニ依リ登録ヲ要スル
モノ年々数百万筆ニ上リ其事務ノ繁雜ナル固ヨリ他ノ行政事務」の処理と比較することができないほどであるうえ

に、土地台帳は「地租ヲ徴収スルノ原簿」であり、その登録には「最モ正確」を必要とするものである。これらの事務を地方税によって給料が支払われている郡役所吏員に担当させることは「行政費ノ區別」のうえからも適切ではない。そのために「土地台帳ニ関ル事務及国税ニ係ル事務及国税収入事務ヲ以テ府県庁ノ直管ニ移シ」それらの事務だけでなく「市ノ徵稅事務船車ノ檢印營業鑑札ノ下付及ヒ印紙売下ケ等ノ事項」も併せて「各都市役所所在地ニ收稅屬ヲ配置シテ其整理ヲ図ラシムヘシ」とする、と述べているのである。(なお、この点について中尾敏充「市制町村制の制定と徵稅機構の整備」阪大法学三九卷三・四号一九九九年、三四四頁。三四五頁参照)

その後、明治三二年(一八九九)二月二十四日、法律第二四号、不動産登記法が公布され、六月一六日から施行された。この不動産登記法は、その後、何回かの改正を経て現在に至っているが、同法は、まきれもなく現行法である。現在、法務局に保管されている登記簿は、この不動産登記法により編製されたものであり、明治一九年(一八八六)登記法Ⅱ旧登記法によって編製された登記簿は、全く保管されていない。

戦後、昭和三五年(一九六〇)三月三十一日の法律第一四号、不動産登記法の一部を改正する等の法律に基づいて土地台帳と登記簿の一元化がはかられた。この一元化作業は、同年四月一日、民事甲第六八五号民事局長通達、昭和四二年(一九六七)三月二〇日、民事甲第六六六号法務省民事局長通達、登記簿・台帳一元化実施要領等によって行なわれ、昭和四六年(一九七二)三月末までかかって完了したとされている。(友次英衛「新版土地台帳の沿革と読み方」日本加除出版、二〇〇二年、四三頁参照)

昭和三五年(一九六〇)三月三十一日の法律第一四号、不動産登記法の一部を改正する等の法律によって土地台帳(法)は、廃止された。

三 へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳から見た

土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能の問題点

第二章に述べたような法史的考察を前提として、本章では、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項等について検討し、同時に土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能についても追究していきたい。

ただし、本章では、本稿の主題を読者に理解していただくために、専ら本稿の主題に関する史(資)料の紹介と問題点の指摘およびそれらに対する私見を述べることが中心となる。私見のよってきたる理由についての考察は、むすびにおいて行なうこととする。

(一) へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳

まず本稿におけるもっとも重要な検討対象の一つであるへど池池敷・堤塘の土地台帳(図Ⅰ)・土地共有者台帳(図Ⅱ)(大阪法務局美原出張所保管文書)を掲げる。

へど池池敷・堤塘の土地台帳は、明治二年(一八八九)三月三日、勅令第三九号、土地台帳規則に基づいて定められた様式(この様式は、明治二年七月一日、大蔵省訓令第四九号、土地台帳様式調整方によって定められている)のものである。従って、へど池池敷・堤塘の土地台帳は、明治二年七月以降に作成されたことは間違いない。この明治二年様式の土地台帳は、一般に明治二年から二五年(一八九二)にかけて調整(作成)されたと言われている。(新井克美「公簿地積及び公図の沿革並びに地積更正手続等に関する一考察」③「登記研究」四二二号、一九八三年、六〇頁参照)土地台帳の作成は、もちろん単独所有地についても共有地についても行なわれている。

土地共有者台帳は、大阪府においては、後述するように、明治二三年(一八九〇)九月一九日の大阪府訓令第五

(図 I) へど池池敷・堤塘の土地台帳

大阪狭山市東池尻六丁目

七 也 甚 長									溜池		地目	字 嘸ヶ池	
									○	○	三四九一七		
大 反 守											地名	千九百十番一	
											内歩		
									堤塘		外歩		
								冊四 外書 分割 ニ付 ニヲ 付シ 別紙 ニ 掲記 ス		沿革			
明治 月日		明治 月日		明治 月日		明治 月日		明治 月日		明治 月日		登記年月日	等級 等
												事故	
												所有主住所	
										共有地 大字池尻外三ヶ大字		所有主氏名	

土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能

(図Ⅱ) へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳

甲
號

二 七 七 丁 番 五 五 長					溜池		地目		字
					三 四 九 一 七		地租 地價 圓圓		
					○	○	三 四 九 一 七		頃 ヶ 池
							名 稱		
					堤塘		三 反 九 畝 廿 一 步		外 步
					五 步 八 厘		步 合 関 セ ズ		
					全	平 尾 村 。	。	。	千 九 百 拾 番 一
				大 字 平 尾	大 字 菅 生	大 字 東 野	大 字 池 尻	等 級	
								事	
								故	

二
七
七
丁
番
五
五
長

七
反
寸

四号の施行以降に作成されたものと考えられる。従って、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳は、この訓令によって「(土地) 共有者名簿」が市区役所・町村役場から収税部出張所に「差出」された明治二十三年一月二〇日以後に作成されたものと推定される(後述本稿三九五頁)。(三九七頁参照)。

(二) 土地台帳と明治二十二年国税徴収法

既述したように、明治二十二年(一八八九)土地台帳規則第一条によれば、「土地台帳ハ地租ニ関スル事項ヲ登録するものである。その意味で、土地台帳は、所有権の内容を登録することがあっても、その内容はあくまでも地租に関する事項であることは明白である。

つまり、土地台帳は、第一義的には国家 \parallel 大蔵省が地租を課税するための施設 \parallel 台帳なのである。従って、へど池池敷・堤塘の土地台帳は、地租課税台帳であり、登録事項は、地租課税のためのものであること(この点については、照をまず第一に認識しておかなければならない。しかし、地租を課するためには、土地所有者を確定することが当然の前提となる。それ故、土地台帳は、第二義的には土地所有者(国家にとっては納税人)を確定する台帳としての役割も持っていたのである(この土地台帳のもつ二様の役割については、後述する)(本稿四〇五頁)。従って、明治二十二年(一八八九)四月一日、大蔵省令第六号、土地台帳規則施行細則第一条も「土地台帳ハ市町村ニ区別シ土地ノ字番号地目、段別、等級、地価、地租、所有者及質取主ノ住所氏名ヲ登録スベシ」(傍点は山中)と規定していると言えるのである。

上述した土地台帳の役割をふまえて、次節(三)では、既述したように、本来的、基本的には池尻村(大字)の所持 \downarrow 所有と推定することが自然であるへど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳において、何故「大字池尻外三ヶ大字」共有地として登録されたのかなど、その登録事項の問題点を指摘するが、ここでその前提として、土地台

帳と明治二二年三月一四日公布の国税徴収法との関連を見ておきたい。

国税徴収法の立法理由としては、大蔵省請議によれば、市制町村制の施行にともない「国税徴収上市町村ノ関係ヲ明カニ」すること、「徴税上官民ノ権利義務ニ関スルニ、三ノ要則ヲ規定スルノ必要アル」ことの二点が挙げられている。（法規分類大全」第一編巻一〇）。この立法理由に見られるように、国税徴収法第二条は「市町村ハ其市町村内ノ地租ヲ徴収シ之ヲ金庫ニ納付スルノ義務アルモノトス」と規定して、市町村に国税たる地租の徴収義務を課しているのである。このように市制町村制の施行にともない市町村に対して地租徴収を義務付けることとの関連においても、先掲明治二二年五月九日、勅令第六三三号の立法理由（本稿三八七頁）に見られたように、土地台帳を「地租ヲ徴収スルノ原簿」として、その登録に「正確ヲ」期する必要があったと言わなければならない。そのことが、徴税事務の整備・強化につながることは言うまでもない。府県収税部出張所が設置され、従来郡長に委任されていた土地台帳に関する事務や国税徴収事務などが、その出張所に配属された収税属によって処理されることになった意味も国税徴収事務の整備・強化にあつたといえよう（中尾敏充「一九〇二（明治三十五年）年税務管理局・税務署官制の意義」阪大法學四二巻三四四頁）。（三四五頁参照）。

こういった経緯の中で、本件へど池が所在する池尻村を管轄する、大阪府の明治二三年（一八九〇）九月一九日、訓令第五四号（大阪府公報）（第四三三号所収）が発せられたのである。

（三）明治二三年九月一九日、大阪府訓令第五四号とへど池池敷・堤塘土地台帳・土地共有者台帳の登録事項
まず、大阪府訓令第五四号を掲げる。

右の訓令は、「二人以上ノ共有（中略―山中注）ニ係ル土地」について、明治二三年（一八九〇）「八月三十一日現在」をもって、「別紙様式」により「共有者名簿ヲ各地主ニ」調製させ、同年「十月二十日」を「期限」として、

大阪府訓令第五十四號

市區役所
町村役場

二人以上ノ共有（一）郡市區若シクハ一町村一
大字地ノ共有池ハ之ヲ除クニ係ル土地ハ明治二十三年八月三十一日ノ現在ヲ以テ別紙様式ニ據リ共有者名簿ヲ各地主ニ於テ調製セシメ來ル十月二十日限之ヲ取纏メ所管収稅部出張所ヘ差出スヘシ
明治二十三年九月十九日
大阪府知事 西村捨三

<p>土地共有者名簿</p>	<p>何郡(市區)何町(村)</p>
<p>物 件</p>	<p>共有者 住 所 氏 名</p>
<p>大字 何 何 番 字 何</p>	<p>何府(縣)何郡(市區)何町(村)大字何 何番地(屋敷) 氏 名 印</p>
<p>一何(地目)段別(地坪)何程 此地價何程 此地租何程</p>	<p>(以下此例ニ倣ヒ列記スヘシ)</p>
<p>内外書水掻池、淵、水通、蛙畔ノ類ハ其段別(地坪)名稱ヲ本地段別(地坪)ノ腹書ニ掲ケ免租、 繳下年期等ハ地租ノ左側ヘ記載スヘシ</p>	
<p>摘 要 〔本欄ヘハ歩合共有ト平等共有トノ別ヲ記載シ而シテ歩合共有ノモノハ其歩合ノ契約ヲ簡明ニ記スヘシ〕</p>	

(以下略—山中注)
〔大阪府公文書館所藏文書〕

これを「取纏メ」て「所管収税部出張所へ差出ス」ように、市区役所・町村役場に対して大阪府知事が命じたものである。次に、この訓令の解釈について私見を述べておこう。

この訓令の解釈について、もっとも問題となるのは、この訓令の「摘要」欄の規定「歩合共有ト平等共有トノ別ヲ記載シ歩合共有ノモノハ其歩合ノ契約ヲ簡明ニ記スヘシ」である。この規定は、あくまでも「二人以上ノ共有……二係ル土地」に対する課税に関するものであり、地租を納めるに際して納税者が、どのような「歩合」割合で負担するかという意味で、「歩合共有ト平等共有トノ別ヲ記載シ歩合共有ノモノハ其ノ歩合ヲ簡明ニ記」すべきことを命じたものと解すべきである。このことは、次に参考資料として掲げた大阪府古市郡軽墓村（現羽曳野市軽里）フケ側二七三番の田地の土地共有者台帳（図Ⅲ）（大阪法務局羽曳野出張所保管文書）の前に綴られている土地台帳（同上保管文書―紙幅の制約上、掲載は省略する）の「所有（質取）主氏名」欄に「浅野富三郎外十九名」と登録され、同田地の土地共有者台帳（図Ⅲ）「摘要」欄に「平等共有」という明治二三年大阪府訓令の「摘要」欄の規定どおりの文言が登録され、「共有者氏名」欄には、浅野富三郎外一九名（ただし、（図Ⅲ）では後の二名は省略する）の氏名が登録されていることから実証される。これはまさに「平等共有」の文言によって浅野ほか一九名が地租の平等負担者であることを登録したものにほかならないのである。

このように土地共有者台帳の摘要欄に「歩合共有」（共有の「歩合」）、「平等共有」などの文言が登録されるに至ったのは、既述したように土地台帳が作成された後か、或いは作成されつつある頃に先掲大阪府訓令によって「（土地）共有者名簿」が「所管収税部」に「差出」された明治二三年一〇月二〇日以後の時点ではないかと推定される。従って、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳摘要欄への「歩合（二）関セス」等の登録も、同じく大阪府訓令によってへど池池敷・堤塘の共有者名簿が「所管収税部出張所」に「差出」された以後の時点ではないかと推定される。この推定は、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳摘要欄の「歩合（二）関セス」等の文字を登録している文字の筆跡

(図Ⅲ) 大阪府古市郡輕墓村(現羽曳野市輕里)
フケ側273番の土地共有者台帳

甲號

七也夫守等墓長											田	地目	字							
											地租	地價	段別	フケ						
											圓	圓	反							
											貳三三〇	九三一八〇	一三貳五	地番						
											名稱	内歩	外歩							
											名稱	外歩	地番							
											平等共有	摘要	貳百七拾三番							
											共有者住所	共有者氏名								
											淺野音吉	淺野清助	梅原新平	塩野又吉	麻宗吾	麻福松	淺野富三郎	淺野誠太郎	共有者氏名	等級
																		事故		

大反守

が「共有者氏名」等を登録している文字の筆跡と明らかに異なっていることから確認されよう(ただし、残念ながら印刷の都合上、筆跡の差異を示すことができない)。

上述のように判断される理由は、既述したように収税部出張所は、明治三二年五月九日の勅令第六三三号(本稿三八六頁参照)によって土地台帳に関する事務も取り扱ったからである。このことから土地共有者台帳に関する事務も収税部出張所(↓直税署↓収税署)(なお、前掲中尾一市制町村制制定と徴税機構の整備三四五頁以下参照)が当然に取り扱ったとすることができる。というのは、後述(本稿四〇六頁参照)するように、土地共有者台帳は、土地共有者の土地台帳を補完する土地台帳とも言うべき性格と機能を有するものと考えられるからである。

既述したように、土地台帳は、地租課税台帳である。登記簿はいうまでもなく、土地・家屋等の所有権を登記する公簿である。このことは、明治三二年(一八八九)三月二三日の土地台帳規則第三条が「登記所ニ於テ土地所有ノ移転及質入ノ登記ヲ為シタルトキハ、土地台帳所管庁ニ通知スヘシ」(傍点は山中)と規定し、ついで同年三月二九日の地租事務手続を規定した大蔵省訓令第一五号第四条が「土地所有ノ移転又ハ其ノ解約ニ係ル登記所ノ通知ヲ得タルトキ竝ニ住所氏名異動ノ届出ヲ得タルトキハ直ニ土地台帳ヲ訂正スヘシ……」(傍点は山中)と命じていることによっても確認される。「登記所ニ於テ土地所有ノ移転及質入ノ登記ヲ為シタルトキ」や「土地所有ノ移転又ハ其ノ解約ニ係ル登記所ノ通知」には、登記簿への登記が当然の前提となっているからである。このことは、登記簿こそが土地所有を公示する公簿であることを明示するものである。

また先掲同年五月九日勅令第六三三号は、府県収税部出張所の収税属の職務として「国税徴収法第十一条第十二条中収入官吏ノ職務ニ関スル事項」(傍点は山中)を挙げ、先掲明治三三年(一八九〇)九月、大阪府訓令第五四号に規定された収税部出張所(収税属)が文字どおり国税(地租等)徴収機関であることも示しているのである。従

って、先掲明治三三年九月、大阪府訓令第五四号の摘要欄に規定された「歩合共有」（共有の「歩合」）、「平等共有」と言うような所有権関係を示すと見られるような文言は、持分権の歩合を示すことによって、実体的には共有権者の地租負担の歩合に割合を示したものと考へなければならぬのである。

もし、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳の大字池尻についての「摘要」欄の「歩合（二）関セス」との登録事項を「大字池尻（池尻村）」に、へど池池敷・堤塘の所有権無し」との記載であるとすれば、この登録事項とへど池池敷・堤塘土地台帳の「所有（質取）主氏名」欄に「大字池尻外三ヶ大字共有地」と登録されている事実、へど池池敷・堤塘土地共有者台帳の「共有者氏名」欄に「大字池尻」を筆頭に「大字東野、大字菅生、大字平尾」と登録されている事実を整合性をもって理解することはできない。

へど池池敷・堤塘の土地台帳「所有（質取）主氏名」欄、およびへど池池敷・堤塘の土地共有者台帳の「共有者氏名」欄と「摘要」欄、それぞれの登録事項を矛盾なく整合性をもって理解するためには、「所有（質取）主」・「共有者氏名」欄を文字どおり（納税人としての）所有権者の氏名を登録したものと解し、「摘要」欄の登録事項を、実体的には、地租負担（税額）の歩合に割合を登録したものと解するのが、もっとも合理的かつ妥当であると考えられるのである。これらのことは、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳についてだけでなく、当然のことながら土地台帳・土地共有者台帳について一般的に妥当する考え方であると言わなければならない。

次に、上述のように考えられる理由をさらに示しておく。

（四）収税部出張所の職務と土地台帳・土地共有者台帳（とくにその摘要欄）の登録事項

明治三二年（一八八九）九月二四日、法律第二三号をもって国税徴収法第八条の規定が改正される。その改正は、国税徴収法第八条により町村に関する徴税令書を郡長が発するよう規定されていたのが、その後、明治三二年五

月九日、勅令第六三号(本篇三八六頁参照)により収税部出張所が置かれたため、徴税令書の発行主体を郡長より府県知事に交えるとするものである。この改正は、明治二十二年九月四日の内閣総理大臣黒田清隆宛大蔵大臣松方正義の「請議」に基づいて行われた。

次に、「閣議請議書」を掲げる。

官房
第四三九号

官房第四三九号

曩ニ国税徴収法頒布候時ニ在リテハ従来ノ制度ニ率由シ町村ニ関スル徴税令書ハ郡長ヲシテ之ヲ発セシムル事ト定メラレタリ然ニ其後勅令第六十三号ヲ以テ収税部出張所ヲ置キ課税并ニ収入事務ヲ管掌セシメラレタルヨリ今日ニアリテハ郡長ノ徴税令書ヲ発スルカ為メニ出張所ハ納税人名并税額ヲ府県知事ニ具申シ府県知事ハ又之ヲ郡長ニ達シ郡長ハ之ニ由リテ徴税令書ヲ発スルノ順序トナリ其間無用ノ往復ヲ為サハルヘカラスシテ府県郡出張所共ニ其不便ニ苦メリ之ニ由リテ郡長ノ徴税令書ヲ発スル事ヲ止メ徴税令書ハ悉ク府県知事ノ発スル者ト為シ其実際ノ運為ニ至テハ之ヲ出張所ニ処理セシムルハ事実ニ害ナクシテ其処務敏捷且郡役所事務ノ一部ヲ減シ随テ地方税ノ支出ヲ軽クスルニ至ラン仍テ改正按ヲ具(シ)茲ニ閣議ヲ請フ(傍点は山中)

明治二十二年九月四日

大蔵大臣伯爵 松方正義



内閣総理大臣伯爵黒田清隆殿

『公文類聚』第一三編卷三、三五 租税門一、徴收諸規、国立公文書館所蔵文書

右の「請議書」は、国税徴収法第八条を改正する理由を次のように述べている。勅令第六三号によって収税部出張所が置かれ、課税ならびに収入事務を管掌させるようになったため「今日ニアリテハ郡長ノ徴税令書ヲ発スル為メニ出張所ハ納税人并税額ヲ府県知事ニ具申シ府県知事ハ又之ヲ郡長ニ達シ郡長ハ之ニ由リテ徴税令書ヲ発スル」(傍点は山中)という順序となっている。「其間無用ノ往復」をしなければならぬ。そのために「府県郡出張所共ニ其不便ニ苦」しんでいるので、郡長が徴税令書を発するのを止めて府県知事が発するようにし、実際の仕事は、収税部出張所に「処理」させれば実害もなく「処務敏捷」となり、「郡役所事務ノ一部ヲ減シ随テ地方税ノ支出ヲ軽クスル」ようになるであろう。

この「請議書」に見られるように、収税部出張所の職務の一つは「納税人并税額」を府県知事に具申することにあつたのである。従つて、先掲明治三三年(一八九〇)九月、大阪府訓令第五四号は、まさにこの収税部出張所の職務を行なうため、「二人以上ノ共有……ニ係ル土地」について納税人と納税額を調査、確定するために発せられたものと言えるのである。それ故、収税部出張所によって当然に取り扱われたと考えられる土地共有者台帳も、先掲明治三三年九月、大阪府訓令第五四号によって、土地共有者が「調整」させられ、市区役所・町村役場から「取纏メ」て、所管収税部出張所に「差出」された(土地)共有者名簿を反映し、それと同様の登録内容となつたものと推定されるのである。

従つて、土地台帳の「所有(質取)主氏名」欄・土地共有者台帳の「共有者氏名」欄の登録事項を納税人氏名と解し、土地共有者台帳「摘要」欄の登録事項を持分権の歩合を登録することによって、実体的には地租納税額の歩合割合を表示したものと解するのが相当である。この点のさらなる究明は、むすびにおいて行ないたい(本稿四〇三頁)。
(四〇九頁参照)

(五) 明治二十八年一月二十六日、大蔵省訓令第四号、収税署事務取扱規程に規定する「所有権ノ歩合等」

ついで、明治二十三年(一八九〇)九月、大阪府訓令第五四号「摘要」欄に規定されている「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」と類似の規定の文言が見られるのは、明治二十八年(一八九五)一月二十六日の大蔵省訓令第四号、収税署事務取扱規程である。本章の主題と関連するので、ここで検討しておきたい。

収税署と言うのは、収税部出張所の後身である。収税部出張所は、明治二十三年(一八九〇)一月一日、勅令第二二五号、地方官官制改正により直税署・関税署となり、さらに明治二十六年一月三日、勅令第一六二号、地方官官制改正により収税署となり府県内枢要の地に置かれたものである(明治財政史編纂会編「明治財政史」第五卷、租税(一)、明治財政史研究所、一九二七年、一二〇頁参照)。

さて、明治二十八年一月、大蔵省訓令第四号、収税署事務取扱規程は、第一条において「収税署ノ地租ニ関スル事務ハ此規程ニ依リ之ヲ処理スヘシ」(傍点は山中)と規定している。従って、この規程は、第一条の本旨に則って解釈しなければならぬのは当然である。

「規程」の中で、本節の主題と関連する条項を左に掲げる。

○大蔵省訓令第四號

府縣沖繩縣ヲ除ク

収税署地租事務取扱規程左ノ通相定ム

但明治二十二年大蔵省訓令第十五號ハ之ヲ廢止ス

明治二十八年一月二十六日

大蔵大臣 渡邊 國武

収税署地租事務取扱規程

第一條 収税署ノ地租ニ關スル事務ハ此規程ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第二條 収税署長ニ於テ土地又ハ所有者住所氏名ノ異動ニ關スル願届書ヲ受ケタルトキハ地租事務整理簿

(第一號 様式) 二之ヲ記入シテ主任者ニ交付シ主任者ハ土地臺帳ノ照合其他必要ノ調査ヲ了スル毎ニ順次同簿ニ該

月日ヲ記入シ置キ其事蹟ヲ明瞭ナラシムヘシ

第三條 実地検査ヲ要スル願届書ハ検査以前ニ於テ野取圖ノ檢算及該異動地、比準地ノ等級段価等帳簿地圖ト
對照調査ヲ遂ケ定期ト臨時トニ區分シ事務ノ緩急ヲ量リ之ヲ検査ニ付スヘシ其検査ヲ要セサルモノハ相當ノ
調査ヲ遂ケ速ニ處分ノ手續ヲ為スコトヲ要ス

第四條 實地検査ヲ了シ検査員ヨリ復命シタルトキハ更ニ其當否ヲ調査シ速ニ處分ノ手續ヲ為スヘシ

第五條 前二條ノ處分ヲ了シタルトキハ式ニ從ヒ其時々土地臺帳及地圖ヲ訂正シ該願届書及土地臺帳異動整理
簿(第二號 様式)ニ其要領ヲ記入シ速ニ登記所及市町村役場ヘ之ヲ通報スヘシ

第六條 収税署長ニ於テ土地所有權ノ移轉又ハ質入等ニ關スル登記所ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記所通知整理
簿(第三號 様式)ニ之ヲ記入シテ主任者ニ交付シ主任者ハ土地臺帳ノ訂正ヲ了シタル後該通知書ヲ添ヘ之ヲ市町村
役場ニ通報シ其月日ヲ同簿ニ記入シ置クヘシ

第七條 共有地ニ關スル異動ハ前二條ノ訂正ヲ爲ストキ共有地臺帳ヲ訂正シ共有者ノ住所氏名及所有權ノ歩合
等ヲ明カナラシムヘシ(以下略—山中注、傍点は山中)

右に見られるように、明治二八年(一八九五)一月二六日の大蔵省訓令「収税署地租事務取扱規程」第七条は、
「共有地に関する異動」について「前二條(右に掲げた「規程」第五条・第六條を参照されたい—山中注)ノ訂正ヲ爲ストキハ共有地臺帳ヲ訂正シ共有
者ノ住所氏名及所有權ノ歩合等ヲ明カナラシムヘシ」(傍点は山中)と規定している。

右の「規程」中にある「共有地台帳」は、「土地共有者台帳」或いはそれと同様の性格と機能を持つ公簿を指称
したものと考えられる。また「所有權ノ歩合等」の文言も、先掲明治二三年(一八九〇)九月一九日の大阪府訓令

第五四号の「摘要」欄の「歩合共有」（共有の「歩合」）、「平等共有」などの文言と同義語と考えられる。しかも、既述したように、この「規程」は、収税署の地租に関する事務処理規程である。従って、「所有権ノ歩合等」の文言も、大阪府訓令第五四号の「摘要」欄に規定された「歩合共有」（共有の「歩合」）、「平等共有」などの文言と同じく、実的には、共有地についての持分権の歩合に基づく地租負担の歩合＝割合を意味するものと解さなければならぬ。

また、この明治二八年一月二六日、大蔵省訓令、収税署事務取扱規程は、共有地台帳や土地共有者台帳が土地台帳と同様に、地租課税台帳であること、就中、土地共有者に対する地租課税台帳であることを明確にするものであることにも注意しておかなければならないのである。

むすび

最後に、本稿が既に検討・追究してきたことを要約、再論しつつ、さらに考察をすすめて、土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能を究明することにより、へど池池敷・堤塘の土地台帳の「所有（質取）主氏名」欄に、何故、「大字池尻外三ヶ大字共有地」と登録されたか、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳の「共有者氏名」欄の筆頭に、何故、「大字池尻」と登録されたか、またへど池池敷・堤塘が免租地であるにもかかわらず、何故、へど池池敷・堤塘の土地共有者台帳の「摘要」欄に、大字池尻「歩合（二）関セズ」、大字東野「四分式厘」、大字菅生・大字平尾「五歩八厘」と登録されたか、またそれらの登録事項が、どのような意味を持っているのかなど、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の持つ意味について解明し、末尾において、へど池池敷・堤塘の所有権者を明らかにして、むすびとしたい。

(一) 土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能

既述したように、土地台帳規則が公布された明治三二年(一八八九)三月には、国税徴収法が公布(施行は、明治三二年四月一日)された。それに伴い同年五月九日、勅令第六三号をもって、各郡役所、市役所の所在地に府県収税部出張所が設けられ、収税属なる官吏に土地台帳に関する事務や国税に関する事務(地租徴収を含む)などを取り扱わたのである。そのため、右の勅令の立法理由を述べた明治三二年四月二五日付けの「閣議請議書」(本稿三八)も、その冒頭に「土地台帳ハ地租ヲ徴収スルノ原簿ニシテ其登録スル所最モ正確ナラサル可ラス」と述べて、土地台帳が地租徴収のための原簿であり、其の登録は正確を期さなければならぬとしているのである。続いて「閣議請議書」は「而シテ土地ノ所有ノ移転及ヒ質入ニ依リ登録ヲ要スルモノ年々数百万筆ニ上リ其ノ事務ノ煩雜ナル固ヨリ他ノ行政事務ヲ処理スルノ比ニアラス」と述べて、土地所有の移転等が激化して、その事務が繁忙を極めて示していることである。

従って、土地台帳に関する事務や従来、郡長に委任してきた国税に関する事務(地租徴収を含む)などを各郡役所、市役所の所在地に収税属なる官吏(府県収税部)を設けて取り扱わせることによって、郡役所事務の軽減をはかろうとしたと述べているのである。これには、地方税によって運営されている郡役所吏員に、国税徴収事務を取り扱わせるのは制度上適当でないという理由も含まれていた(同上「閣議請議書」参照)。

ついで明治三二年(一八八九)十一月三〇日に公布された改正地租条例(法律第三〇号)第二一条は、「地租ハ土地台帳記名者ヨリ徴収ス」と規定した。こうして明治三二年三月三日、法律第一三三号(本稿三八)に続き、土地台帳は、地租徴収台帳Ⅱ地租課税台帳であり、その「記名者」から徴収されることが明確にされたのである。ここに土地台帳を作成する国家(政府)の意図があった。土地台帳の作成に当たっては、土地の実況を厳しく調査する目

的で「地押調査」が実施された。とくに共有土地の地租負担者の確定については、その異動を含めて厳しく調査され、確定作業が行なわれた。このような経緯の中で、「二人以上ノ共有……ニ係ル土地ニ」ついて「(土地) 共有者名簿」を地主に「調製」させ「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」の別などを収税部出張所へ届け出るように命じる明治二三年(一八九〇)九月一九日、大阪府訓令第五四号が発せられたのである。ついで明治二八年(一八九五)一月二六日には、大蔵省訓令第四号、収税署地租事務取扱規定中第七条に「共有地ニ関スル異動ハ……共有地台帳ヲ訂正シ共有者ノ住所及所有權ノ歩合等ヲ明カナラシムヘシ」と規定されたのである。

しかも「地押調査」を行なうに当たって大蔵省主税局長は、既に明治二一年(一八八八)(月日不祥)に、土地台帳の性格について「土地台帳ナルモノハ政府ニ取テハ地租ヲ課スルノ元本ト為リ又土地所有者ニ取テハ自家不動産ヲ明記セル正本ナリ」(前掲「明治財政史」第五卷租税(一八九六頁)との「口演」を行なっている。既に明治二〇年(一八八七)二月から登記法が施行されているにもかかわらず、政府(大蔵省主税局長)が「土地台帳」に地租課税台帳と「不動産ヲ明記セル正本」という二様の役割を持たせていたことは重要である。この二様の役割こそが土地台帳、従ってまた土地共有者台帳の基本的性格と機能であると言わなければならない。これは、明治一七年(一八八四)三月一五日、太政官布告第七号「地租条例」の施行に基づいて、町村戸長役場所管の公簿として土地台帳(明治七年二月大蔵省第八九)が作成された時からの土地台帳についての政府の考え方であった。それは、明治一九年(一八八六)七月三一日の大蔵大臣内訓の中で、土地台帳について「一ハ収税上重複遺漏ナキヲ期シ、一ハ人民土地所有ノ權利ヲ鞏固ニスルカ為メノ目的ニ出タルモノニシテ」(前掲「明治財政」(史)八九五頁)と述べられていることから明らかである。

この大蔵大臣の内訓も、土地台帳は、政府(大蔵省)にとつては、地租課税台帳であるが、土地所有者にとつては「自家不動産ヲ明記セル正本」であるという土地台帳・土地共有者台帳の二様の役割に基本的性格と機能を明確

にしたものにほかならない。

「土地共有者台帳」や「共有地台帳」は、上述のような経緯の中で、その作成が政府（大蔵省）によって命じられてきたものと考えられる。というのは、次のような理由からである。

既述したように、明治二三年（一八八九）様式の土地台帳も、単独所有地・共有地の双方について作成された。しかし、この土地台帳には、共有地について、共有者の持分権の歩合（実体的には地租負担の歩合 \parallel 割合）を登録する箇所は設けられていない。土地台帳の欠陥と言えよう。これは、土地台帳を一見すれば明らかである。従って、共有地に対する地租課税を完全に行なうためには、土地台帳を補完する施設 \parallel 公簿がなければならぬ。

こうして政府（大蔵省）は、「土地共有者台帳」や「共有地台帳」の作成を命じたものと考えられるのである（「共有地台帳」については、現物を見ていないので、本稿では、これ以上言及することはひかえる）。従って、「土地共有者台帳」の「摘要」欄は、土地共有者の持分権の歩合を登録することによって、実体的には地租負担の歩合 \parallel 割合を登録するためにこそ、設けられたものと言わなければならないのである。これもまた、土地共有者台帳を一見すれば明らかである。土地共有者台帳の「摘要」欄以外には、土地共有者の持分権の歩合（実体的には地租負担の歩合 \parallel 割合）を登録する箇所が土地共有者台帳には設けられていないからである。その意味で、土地共有者台帳は、共有地に対する地租課税において土地台帳の課税台帳としての欠陥を補完する施設 \parallel 公簿としての役割を果たしたと言えるのである。

それ故、共有地に対する地租課税において土地台帳を補完する土地共有者台帳は、地租課税 \parallel 徴収に関連する共有地所有権（者）を登録する公簿と言わなければならないのである。従って、明治二三年（一八九〇）九月一九日、大阪府訓令第五四号に規定された「歩合共有」（共有の「歩合」）、「平等共有」なる文言、明治二八年（一八九五）一

月二六日、大蔵省訓令第四号、収税署地租事務取扱規定第七条の規定中の「共有者ノ……所有権ノ歩合等」(傍点
は山中)なる文言の意味するところは、徴収する国家(大蔵省)の側からすれば、実体的には共有地についての各
共有者ノ納税人の地租負担の歩合ノ割合ということにほかならない。このことは、既述したように、先掲明治二三
年大阪府訓令によって市区役所・町村役場が「各地主ニ於テ」調整させた「共有者名簿」を「取纏メ」て差出
す「収税部出張所」は、土地台帳に関する事務や地租などの国税徴収事務等を行なう機関であること、また明治二
八年一月、大蔵省訓令第四号収税署地租事務取扱規程は、第一条において「収税署ノ地租ニ関スル事務ハ此規程ニ
依リ之ヲ処理スヘシ」と規定して、この規程が、収税署の地租徴収事務に関する規定であることを明示しているこ
とによっても明らかである。

一般に法は、一般的、平均的な事象を対象に立法されることは、周知のとおりである。立法者は、一般的、平均
的には「歩合共有」(共有の「歩合」)、「平等共有」「所有権ノ歩合等」という文言を用いて立法することによって、
実体的には地租負担の歩合ノ割合を把握、確定することができたのである(何故そうしたのか、何故そうしなければ
ならなかったのかについては、後述参照)。さらに「所有権ノ歩合等」の「等」という文言は、本件へど池池敷・堤
塘の場合のように、池敷・堤塘の所有権が、大字池尻(村)ほか三か大字(村)にありながら、当該池水を、池尻村
は灌漑用水としてほとんど利用せず、専ら被告東野・菅生・平尾三か村(大字)が灌漑用水として利用し、池の修
築等も被告東野など三か村(大字)が行なっているという本件のような稀少かつ特殊なケースなどをも含んだ立法
上の表現と言うこともできよう。

また明治二三年九月、大阪府訓令第五四号、明治二八年一月、大蔵省訓令第四号、収税署地租事務取扱規程等二
つの訓令の立法趣旨(意図)を考へるに当たっては、既述したように、大阪府訓令によって、市区役所・町村役場

が「各地主ニ於テ」「調整」させた「共有者名簿」を「取纏メ」て差出す「収税部出張所」は、土地台帳に関する事務や地租などの国税徴収事務等を行なう機関であること、収税署事務取扱規程は、収税署が地租に関する事務を処理するために立法されたものであること（先掲、収税署地租事務取扱規定第一条参照）なども考慮に入れておかなければならぬのはもちろんである。ともあれ、大阪府や国からすれば、「歩合共有」（共有の「歩合」）、「平等共有」（共有の「歩合等」）を届けさせることによって、一般的、平均的な共有土地所有者の地租負担の「歩合」割合の把握、確定を行なうことができたのである。共有地について地租負担の歩合割合を把握、確定するためには、立法者としては、一般土地所有者の「自家不動産ヲ明記セル正本」という土地台帳に対する認識に立って「歩合共有」（共有の「歩合」）、「平等共有」「所有権ノ歩合等」の文言を用いて立法する方が、届出させやすいと考えたことも、このような文言が用いられた理由の一つと言えよう。

しかし、それ以上に、国家≡政府（立法者——これにはもちろん大阪府も含まれる）にとつて重要なことは、大日本帝国憲法の半ば公式的な逐条説明書である伊藤博文著『憲法義解』が述べているように「国家は租税を賦課するの権」（伊藤博文『憲法義解』官訳俊義校註、（註）岩波書店一九四〇年五頁）があり、「臣民ハ之ヲ納ムルノ義務」があると言うことである。また同書は、「国家の存立に必要な経常税の徴収は専ら国権に拠る者にして、人民の随意なる獻饋に因る者に非」（同上、一〇五頁）（けんきく）ず、とも述べている。つまり、課税権は、国家≡政府（立法者）にあつて、租税は「人民」の「随意」な「獻饋」（贈り物）ではない、と言うのである。（中尾敏充「徴税機構と税制」山中永之祐編『新・日』）これが明治国家の租税に対する基本的な考え方⁽⁶⁾であつた。（本近代法論）法律文化社、二〇〇二年、八七頁参照。

このような当時の明治国家≡政府（立法者）の租税に対する基本的な考え方からすれば、国民に自己の課税負担（納税額）やその歩合割合を届出させ、それを土地台帳や土地共有者台帳に登録するようなことは、あつてはな

らないことであり、またなしえないことであった。それ故、国家⇨政府⇨大阪府としては、共有地に対して課税する法令を作成するに当たって、共有者に、それぞれ「歩合共有」（共有の「歩合」）とか、「平等共有」とか、「所有権ノ歩合等」というように共有地の持分権の「歩合」⇨割合を届出させ、それを土地共有者台帳に登録し、その持分権の「歩合」⇨割合に基づいて課税する以外にとりうる立法手段⇨方法はなかったのである。従って、土地共有者台帳の「摘要」欄に登録された持分権の歩合を示すような記載事項とか、「平等共有」とかの記載事項は、実体的には、地租負担（納税額）の歩合⇨割合を示したものであり、「歩合（二）関セス」という記載事項は、地租負担を負わないとの意味であると、解さなければならぬのである。

次に、以上に述べてきた土地台帳・土地共有者台帳の性格と機能の考察をふまえて、へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の意味について説明しておこう。

(二) へど池池敷・堤塘の土地台帳・土地共有者台帳の登録事項の意味

明治六年（一八七三）七月二十八日の地租改正施行規則第七則は「従前一村又ハ数村ニテ貢租并納致シ来候堤敷共有墓地等ノ類有之候ハ、自今無税ニ相定候条其反別ノミ可申立事」（傍点は山中）と規定している。この規定により、へど池池敷・堤塘は、地券交付の段階では、池尻村の単独所有の無税地として地券の交付を受けたものと推定される。しかし、明治一七年（一八八四）三月一日、太政官第七号布告、地租条例第四条「公立学校地、郷村社地、墳墓地、溜池、堤塘井溝及公衆ノ用ニ供スル道路ハ地租ヲ免ス」（傍点は山中）と定めた規定によって、へど池池敷・堤塘も免訴地となった。免訴地は無税地と異なり、有租地とされる可能性もある。池が埋め立てられ田畑となつて「地目変換」（明治一七年三月、地租条例・明治二年一月、改正地租条例第三条）が行なわれた場合はもちろん、池が田畑の灌漑用水以外の用途に用いられ「利潤」が上つたような場合（たとえば、「利潤を上げるために、池で商品作物が栽培されたような場合」）である。溜

池、堤塘が免租地であることは、明治三二年（一八八九）一月の改正地租条例（第四条）においても変らなかつた。明治三二年には、改正地租条例のほか、既に述べたように、国税徴収法、土地台帳規則が制定された。これらの諸法令に基づいて、地租に重心を置いた租税国家が成立したと、私は考えている。⁽⁸⁾（なお、阪入長太郎「明治後期財政史（日本財政史研究）（究二）」酒井書店、一九八八年、一九頁以下参照）

この租税国家＝明治国家は、周知のように第一帝国議会（明治三三年）以降、軍備拡張のための軍艦建造費、鉄道建設費、官営軍需工場の建設等の諸政策のために増税を伴う予算案を提出し続けた。これに対して地主層を基盤とする民党は、地租増徴を含む増税を恐れ、「民力休養」をスローガンに予算削減を行ない、「安価な政府」の要求を貫徹した。しかし、この「安価な政府」は短命であった。明治三七年（一八九四）勃発の日清戦争が、これに終止符を打ったからである（井手文雄『要説近代日本税制史』創造社、一九五九年、一五頁、一七頁、鈴木武雄『財政史』東洋経済新報社、一九六五年、五四頁、六一頁、前掲阪入「明治後期財政史」三三頁、三五頁参照）。

このような諸情況が、当時の農村や農民に地租増徴の危惧を与えたのは当然である。農民が地租の増徴を恐れ、いかに敏感に反応したかは一般に研究者の指摘するところである。池尻村などが大阪府に入るまで属していた堺県では、明治九年（一八七六）に地租改正反対の一大一揆も起きている。これは、地租改正反対で有名な「伊勢暴動」が堺県下の大和国に波及したものであるが、堺県当局は、再三、県下各村の動揺防止に努めている。こういった全国各地の地租改正反対の情勢に、政府も翌明治一〇年（一八七七）一月四日には、地租を地価の二・五％に軽減せざるをえなくなり、地租軽減の詔書が出された。それは、一月二〇日ころに県下各村に達せられている（堺市史一九七二年、二二七頁、山澄元執筆参照）。「竹槍でちよいと突き出す二分五厘」と言われている農民たちの地租改正反対運動の成果である。先に述べたような国税徴収法、土地台帳規則の制定、地租条例の改正、第一帝国議会以降の政府の増税策といった明治二〇年代初頭の諸情況下において、池敷・堤塘が無税地から免訴地となったことは、農民の地租増徴に対する危惧を増幅させたことは、もちろんである。

しかも、池尻村などが存在する河内地方は、幕末に国訴と言われる経済的自由を求める農民たちの闘いなどがあつた地域である。池尻村が所在する狭山地域も、その例外ではない。天保六年（一八三五）の国訴では、私領三八か村の惣代に池尻村の庄屋田中秀次郎もなっているのである（前掲『狭山町史』第一巻、二七頁）。農民たちの中には、近代市民的意識と考えられるような思想の成長も見られた（布川清司「日本民衆倫理想史研究」明石書店、二〇〇〇年、八六頁、九二頁、大坂への新接近」嵯峨野書院、二〇〇一年、七四頁、七八頁参照）。このような河内地方の農民たちが、地租およびその増徴の気運に対して極めて敏感であつたのはいふまでもない。

従つて、へど池池敷・堤塘を土地台帳・土地共有者台帳に登録するに当たつて、大字池尻（村）の人々が、免租地のへど池池敷・堤塘が、有租地となつた場合、へど池をほとんど水利に用いていないのに、へど池池敷・堤塘の地租を負担することは困る、江戸時代以来、専ら用水を利用してきている被告東野・菅生・平尾三か村（大字）に負担させるべきであると考えたのは当然であつた。これこそ近代市民的権利意識といふべきものにほかならない。しかし、東野など三か村（大字）は、へど池池敷・堤塘の所有者ではない。へど池池敷・堤塘が有租地となつた場合に備えて、予め東野など三か村（大字）を地租負担者としておく最も確実な方法は、彼らをへど池池敷・堤塘の「記名者」¹¹ 所有者とする以外にない。既述したように、明治二三年（一八八九）一月の改正地租条例第一二条が「地租ハ土地台帳記名者ヨリ徴収ス」と規定していたからである。

当時は、池敷が水利のための用水を貯蓄する池という容器の地盤としてしか考えられておらず、現在のように高価な土地として評価されるようなことは予想もされなかつた。従つて、東野など三か村（大字）をへど池池敷・堤塘の共有者として届出て土地台帳・土地共有者台帳に登録することには、池尻村（大字池尻）としても余り問題はない。

しかし、へど池池敷・堤塘は、本来は、大字池尻(村)の所有であるから所有権を放棄することはできない。これもまた近代市民的権利意識である。はじめに述べたとおり、本件へど池池敷・堤塘のように、戦後、土地台帳、登記簿の一元化が行なわれるまで登記簿が作成されなかった土地の所有者にとっては、土地台帳が「自家不動産ヲ明記セル正本」(先掲明治二十二年、大蔵省主税局長口演)として重大な意味を持ったことは想像に難くない。何とかなど池池敷・堤塘の所有権は確保し、明記しておかなければならない。これが、当時の大字池尻(村)の人々のへど池池敷・堤塘に対する認識であったと思われる。

そこで、大字池尻(村)ほか三か大字(村)が協議して、へど池池敷・堤塘の土地台帳の「所有(質取)主氏名」欄に「大字池尻外三ヶ大字共有地」と登録し、大字池尻(村)は、へど池池敷・堤塘の土地所有者台帳の「共有者氏名」欄の筆頭に「大字池尻」と登録し、その上段の「摘要」欄には、実体的には地租は負担しないという意味で「歩合(二)関セス」と登録し、東野・菅生・平尾三か大字(村)は、土地共有者台帳の「共有者氏名」欄に共有者として大字池尻に続いて三か大字(村)名を登録し、それぞれの「共有者氏名」欄の上段の「摘要」欄には、江戸時代以来のへど池の用水利用比率に比例した池の修築等の賦課負担の割合(本篇三八二頁)をそのまま継承した、実体的には地租負担の歩合 \parallel 割合である「四分貳厘」(大字東野)・「五分八厘」(大字菅生・大字平尾、各二分九厘つ)を「持分権の歩合」として登録したと考えられるのである。

このことは、既述したように、土地共有者台帳が、土地台帳を補完する共有地についての地租課税台帳であることからすれば、国家が把握、確定することを必要とする共有地についての持分権の歩合 \parallel 実体的な地租負担の歩合 \parallel 割合を登録する箇所は、一見すれば明らかのように、土地共有者台帳の「摘要」欄以外には設けられていないことによっても、確認されるのである。

(三) へど池池敷・堤塘の所有権者

以上、本稿の考察から、へど池池敷・堤塘の所有権は、本来的、基本的には、池尻村(大字池尻)にあったが、土地台帳・土地共有者台帳に登録する段階で、原告大字池尻および被告東野・菅生・平尾三か大字の持分権平等な共有地となったと考えられるのである。

(1) 本稿は、原告の訴訟代理人の依頼によって私が作成した「鑑定意見書」をもとに執筆したものである。しかし、私には、当然のことながら「鑑定意見書」を研究者としての考察に立って真摯に論述しているのであって、原告側の立場に立って論述しているのではない。本稿もまた同様であることをおことわりしておきたい。

なお、本稿では、紙幅の制約上、注記についてもできる限り割愛したこともおわび申し上げるとともにおことわりしておく。

(2) 本訴訟の請求の趣旨および原因は、へど池池敷・堤塘が土地収用法にもとづき大阪府によって収用されたため、その補償金の配分をめぐるものとなっているが、基本的な原因は、へど池池敷・堤塘の所有権者が確定していないことにある。

(3) 後述するように、土地台帳は、台帳と登記簿を一元化する昭和三五年(一九六〇)三月三十一日の法律第一四号、不動産登記法の一部を改正する等の法律により廃止された。従って、旧土地台帳・旧土地共有者台帳と言ふべきであるが、本稿では、以下、旧の文字を省略する。本稿の題目の表記についても同様である。

(4) 私は、「池敷所有権の帰属について——和泉国大鳥郡福田村清水池の場合——」〔阪大法学四九卷三・四号、一九九九年〕題する論稿を執筆している。

(5) 関連条文を掲げておく。

明治二二年三月一四日、法律第九号 国税徴収法

第八條 地租及勅令ニ依リ市町村ニ於テ徴収スヘキ國稅ヲ徴収スルトキハ府縣知事ハ市二郡長ハ町村ニ對シ徴稅令書

ヲ發スヘシ

前項外ノ國稅ヲ徵收スルトキハ市ニ於テハ府縣知事町村ニ於テハ郡長ヨリ各納税人ニ對シ徵稅令書ヲ發スヘシ

第十一條 第八條第一項ノ場合ニ於テハ各納税人ハ税金ヲ市町村收入役ニ拂込ミ其領收證ニ市町村長ノ檢印ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ルモノトス但町村會ノ議決ヲ以テ町村長ニ收入役ノ事務ヲ委任スルコトヲ得

第八條第二項ノ場合ニ於テハ各納税人ハ税金ヲ金庫ニ拂込ミ其別符附領收證ヲ得之ヲ收入官吏ニ差出シ其別符ノ切離及領收證ノ檢印ヲ得テ其納稅義務ヲ了ルモノトス

第十二條 市町村長ハ市町村收入役ニ於テ受領シタル税金ヲ受取之ヲ金庫ニ拂込ミ其別符附領收證ヲ得之ヲ收入官吏ニ差出シ其別符ノ切離及領收證ノ檢印ヲ得テ其義務ヲ了ルモノトス

(6) この基本的な考え方は、現代にも繼承されている、と言えよう。

(7) たとえば明治六年(一八七三)七月二十八日、大藏省事務総裁達、地租改正施行規則第一一則は、「池沼等ニテ持主有之水草其他ノ利潤アルモノハ相当ノ池沼代価ヲ定メ規則ノ通收稅可致事」と規定している。また明治一七年(一八八四)地租条例、明治三二年(一八八九)改正地租条例ともに第三条において「有租地」の「池沼」を「有租地」の第二類としている。

(8) この点も、別稿において考察する予定である。

〔後記〕 田中茂樹教授、松岡博教授には、無事、定年を迎えられ退官されますことをお慶び申し上げます。両教授のこれまでのご厚誼に対し厚く御礼を申し上げますとともに、両教授のいっそうの御研究の進展と御健勝をお祈り申し上げます。

本稿を草するに当り、福島雅蔵氏(花園大学名誉教授)、中尾敏充氏(大阪大学大学院法学研究科教授)に貴重な御教示をいただき、資(史)料蒐集についても御助力をたまわった。資(史)料蒐集については、高倉史人氏(大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程学生・大阪芸術大学非常勤講師)からも御助力をいただいた。

また大阪大学大学院法学研究科資料室の嶋篤子氏にも大へんお手数をおかけした。
末筆ながら各位に深甚の謝意を表するものである。